

運營業務要求水準書 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
2	第2編第2 4	従事者は、次の各業務の区分に従い、必要な資格のうちのいずれかを有する者でなければならない。	従事者は、次の各業務の区分に従い、必要な資格のうちのいずれかを有する者でなければならない。 ただし、2名以上1組で業務を実施する場合にあっては、そのうち1名は必要な資格を有していないもの(警備員として従事するものに限る。)でも差し支えないものとする。	
3	第2編第2 4 表(業務の内容) (必要な資格)		(追加) (業務の内容) 宿日直 (必要な資格) 常駐警備の実務経験1年以上	
6	第3編第1 1 (4)イ 要求水準	平日の午後5時から午後10時、翌朝の午前6時から午前8時30分まで、休日の午前8時30分から午後10時、翌朝の午前6時から午前8時30分まで、郵便物受付及び電話交換等を行う。	平日の午後5時から午後10時、翌朝の午前6時から午前8時30分まで、休日の午前8時30分から午後10時、翌朝の午前6時から午前8時30分まで、郵便物受付、電話交換及び職員・来訪者の入退出管理等を行う。 (追加) 第3 警備業務1(1)庁舎警備を参照のこと。	
10	第3編第1 5 (2)イ 要求水準	領置金(入所時携帯、差入れ、宅下げ、釈放時交付等)については、管理システムに必要な情報を入力し、書類管理を行う(現金の出納は国の職員が行う)。	領置金(入所時携帯、差入れ、宅下げ、釈放時交付、物品の購入・電話の使用(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行後に導入)に係る料金の引去し等)については、管理システムに必要な情報を入力し、書類管理を行う(現金の出納は国の職員が行う)。	
12	第3編第1 6 (4)イ 要求水準 (保安区域内) <通行証等>	・リード・オンリー型を採用すること。	(削除)	

運營業務要求水準書 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
14	第3編第18 イ 要求水準		(追加) 受刑者が私物を各自保管できる鍵付ロッカーを適宜の場所に整備する。	
15	第3編第21 (2)イ 要求水準 (盛付・配膳)	毎食時及び休息時に職業訓練棟又は収容棟内へ適温でお茶を提供する。	毎食時及び休息時(午前、午後各1回)に職業訓練棟又は収容棟内へ適温でお茶を提供する。 (追加) 男子受刑者及び女子受刑者がそれぞれ同時に食事できるように配膳を行う。ただし、男女の食事開始時間の差異は30分以内とする。	
20	第3編第31 (1)ア 業務内容 イ 要求水準	庁舎入口における来訪者(面会人を含む。)の受付、入退出管理を行う	庁舎入口における来訪者(面会人を含む。)の受付、入退出管理及びすべての職員の入退出管理を行う (追加) (職員の入退出管理) 身分証明書等により、本人であることを確認の上、持込制限物品等を所持していないか、金属探知機などで検査を実施する。 職員が退出するときは、身分証明証等により本人であることを確認する。	
23	第3編第33 (3)ア 業務内容	受刑者の入浴状況を監視する(入浴は週3回以上、各収容棟ごとに20人程度が同時に入浴することとし、1回当たりの入浴時間は30分である。)	受刑者の入浴状況を監視する(入浴は週3回以上、各収容棟各ユニットごとに最低10人が同時に入浴することとし、1回当たりの入浴時間は30分である。)	
24	第3編第41 イ 要求水準	全受刑者が職業訓練と併せて平日7時間(週35時間)以上の作業を実施できるよう必要な作業を確保し、提供する。ただし、作業を提供する者は複数となっても構わない。	全受刑者が職業訓練と併せて週35時間以上の作業を実施できるよう必要な作業を確保し、提供する。ただし、作業を提供する者は複数となっても構わない。	

運営業務要求水準書 訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
25	第3編第4章3イ 要求水準	<p>全受刑者が平日1時間(週5時間)以上の職業訓練が実施できるよう必要な職業訓練科目を確保し,提供する。</p> <p>社会貢献を実現するための職業訓練として,おおむね100名程度の受刑者に点訳作業を実施する。</p>	<p>全受刑者が週5時間以上の職業訓練が実施できるよう必要な職業訓練科目を確保し,提供する。</p> <p>社会貢献を実現するための職業訓練として,おおむね100名程度の受刑者に点訳作業(録音図書・拡大図書・デージー図書等の製作作業を含む。)を実施する。</p>	
28	第3編第5章3(2)イ 要求水準	<p>慰問や講演,運動会,クラブ活動など国が企画するレクリエーションを実施するための連絡調整,会場の設営,所定の文書の作成などの業務を行う</p>	<p>慰問や講演,運動会,クラブ活動など国が企画するレクリエーションを実施するための連絡調整,会場の設定,所定の文書の作成などの業務を行う</p>	
29	第3編第6章1イ 要求水準	<p>前回受診から6か月以内にすべての受刑者に対して,上記～,の項目について,また,毎年度,の項目についてそれぞれ健康診断を行う</p>	<p>(追加) (診断項目) 問診</p> <p>前回受診から6か月以内にすべての受刑者に対して,上記～,の項目について,また,毎年度,の項目についてそれぞれ健康診断を行う</p>	
30	第3編第6章3ア 業務内容	<p>夜間,休日等医師の不在時に受刑者が服用するための常備薬を整備し,保管する。</p>	<p>受刑者が服用するための常備薬を整備・保管し,平日午前8時30分から午後5時まで必要に応じ受刑者に授与する。</p>	
30	第3編第6章3イ 要求水準	<p>・備薬等の品目及び数量並びに薬剤の使用に関する基準について」(平成3年法務省矯医第1816号矯正局長通達)に定められた常備薬は,少なくとも備えることとする。</p>	<p>・備薬等の品目及び数量並びに薬剤の使用に関する基準について」(平成3年法務省矯医第1816号矯正局長通達)に定められた常備薬(同等の効能を有するものを含む。)は,少なくとも備えることとする。</p>	

運營業務要求水準書 訂正表

ページ	区 分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
30	第 3 編 第 6 4 ア 業務内容 イ 要求水準	<p>(業務内容) 内科,外科,婦人科,精神科,歯科の診療設備として通常必要な医療機器を整備し,保守・点検を行う</p> <p>(要求水準) 必要な医療機器を適正に整備し,正常に使用できる状態を維持する。</p>	<p>(業務内容) 内科,外科,婦人科,精神科,歯科の診療設備として別添「医療機器一覧」に掲げる機器を整備し,保守・点検を行う</p> <p>(要求水準) 医療機器は,正常に使用できる状態を維持する。</p>	

医療機器一覧

品名
超音波診断装置
超音波診断装置 (婦人科用)
経膈用プローブ
直接 X線撮影装置
自動現像器
除細動器一式
吸引器一式
酸素補給装置一式
心電図
眼底鏡
耳鏡
聴力計
シャウカステン
ガストロファイバー (胃カメラ)
内視鏡消毒装置
コルボスコープ
顕微鏡
煮沸消毒器
高圧滅菌器 (小型)
動力噴霧器
寝具消毒機
婦人科診察台
婦人科診療ユニット
ユニットライト
自動分包器
歯科診療台ユニット
増速コントラ
減速コントラ (PMTCコントラ)
オペレーティングスツール (ドクター用)
オペレーティングスツール (アシスタント用)
モータリキャビネット (2台)
パノラマ X線装置
デンタル X線装置
現像器
フィルムビューアー
オートクレーブ
ハンドピース洗浄給油器
超音波洗浄器
殺菌保管庫
エアークンプレッサー
口腔外サクシヨン
診療用サクシヨン
高周波電気メス
寒天コンディショナー
自動印象材練和器
根幹長測定器 (拡大装置)
根幹培養器 (細菌培養器)
マイクロサージェリー
治療用拡大鏡
超音波スケーラー
エアースケーラー
歯面清掃器
パルプテスター
口腔内撮影用カメラ
カリエス検知器
エアークンプレッシャーシステム
光重合レジン照射器 (保護メガネ, 予備球込み)